

(案)

別記様式第5 別添

(鈴鹿山系竜ヶ岳区域) 広域捕獲計画
(令和7年6月 日から令和8年3月31日まで)

作成主体：滋賀県、三重県

1 計画作成の背景及び目的等

【背景】三重県と滋賀県の県境となっている鈴鹿山系では、近年ニホンジカ（以下「シカ」という。）による被害が確認されている。竜ヶ岳（標高 1,099 m）および御池岳（標高 1,247m）の高標高域においては、下層植生の衰退が著しく、シカの影響が顕著であることが報告されている。

そこで、滋賀県では平成27年度より御池岳区域、令和元年度より竜ヶ岳区域におけるシカの生息状況調査を行い、捕獲にも取り組んできた。一方で、夏季に山頂付近で滞留するシカの群れは、秋季以降には両県に季節移動して分散することが生息状況調査から推測されることから、両県における捕獲活動の強化が効果的であるとの結論に至ったところである。

【目的】竜ヶ岳区域および御池岳区域では、生態系被害を及ぼすニホンジカの滞留の低減と、植生の回復を目的にニホンジカの捕獲を目指している。

竜ヶ岳区域および御池岳区域はハイカー利用の多い山岳域であるため、ニホンジカの捕獲を実施する際には、安全の確保がより一層重要である。そのためには、安全な場所にニホンジカを誘引し、効率的に捕獲する手法を用いる必要がある。そこで、本事業では、誘引を主軸においた捕獲技術を活用し、三重県および滋賀県の両県が連携して、安全確保を第一とした捕獲作業を行うことにより、植生回復を目指す。

(注) 連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 捕獲等の実施区域

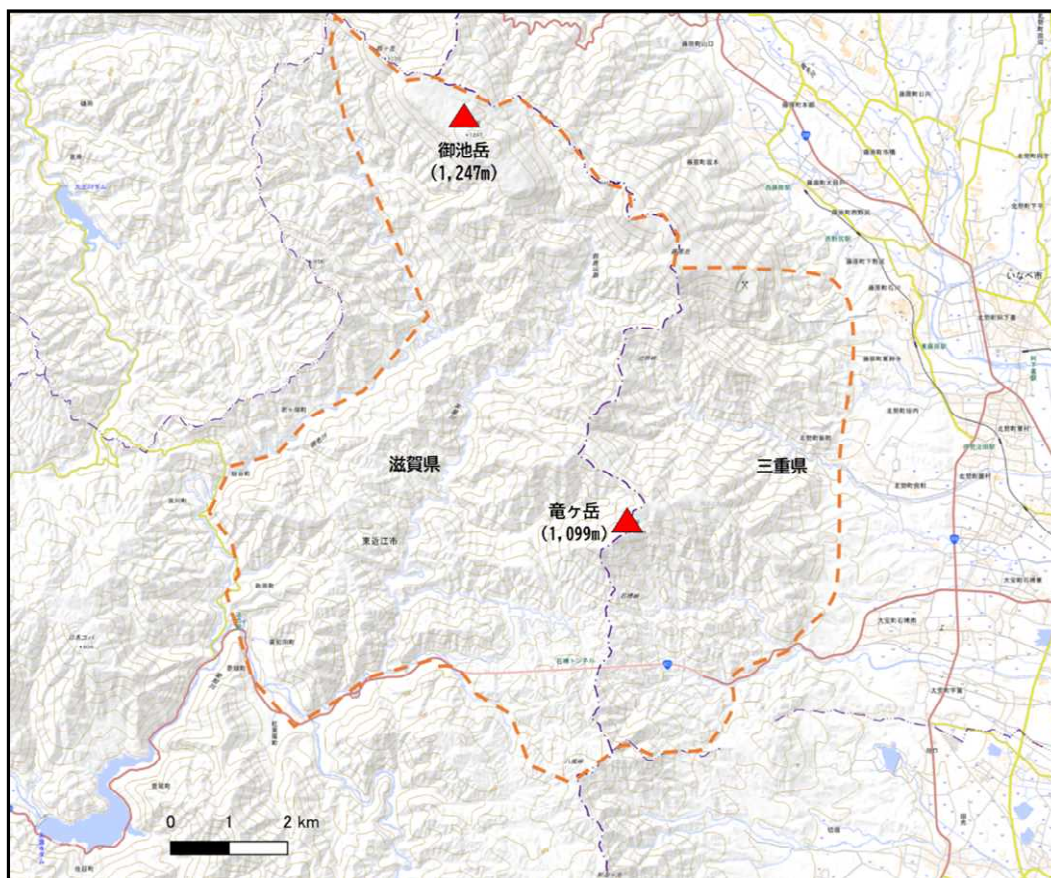
実施区域名	住所等	概況	選定理由・目的	他法令等
鈴鹿山系 (竜ヶ岳区域)	三重県いなべ市	鈴鹿山系竜ヶ岳区域は、標高が高く、冬期の積雪量も多い。捕獲地点である中腹地点までの移動に時間を要す	竜ヶ岳においてシカの被食により下層植生が著しく衰退し、生態系被害が発生している。登山に人気の高い山岳	鈴鹿国定公園、三重県指定鳥獣保護区、鈴鹿山地カモシ

(案)

		る。また、ツキノワグマやニホンカモシカも生息しており、錯誤捕獲への対策も必要である。	域でもあり、地元からの捕獲要請も多い。	カ保護地域、保安林
鈴鹿山系 (竜ヶ岳区域)	滋賀県東 近江市	鈴鹿山系竜ヶ岳区域は、標高が高く、冬期の積雪量も多い。捕獲地点である中腹地点までの移動に時間を要する。また、ツキノワグマやニホンカモシカも生息しており、錯誤捕獲への対策も必要である。	竜ヶ岳においてシカの被食により下層植生が著しく衰退し、生態系被害が発生している。登山に人気の高い山岳域でもあり、地元からの捕獲要請も多い。	鈴鹿国定公園、三重県指定鳥獣保護区、鈴鹿山地カモシカ保護地域、保安林

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。
- 2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
- 3 概況欄には、捕獲コストの要因も分かるよう、事業実施場所の環境（地形、標高、植生、気象条件、土地利用状況、林道の整備状況）、アクセス性（捕獲場所までの移動方法、所要時間）、事業実施の際の宿泊の必要性等を記載する。
- 4 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由として、捕獲等によって目指す地域の状態（被害や密度等の状況）や、そこで実施する必要性や効果等を記載すること。
- 5 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 6 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

(案)



鈴鹿山系の実施区域

4 目標

実施区域	目標	備考
鈴鹿山系（竜ヶ岳区域）	三重県側：20頭	【令和7年度】指定管理鳥獣捕獲等事業（広域捕獲）により山岳域で捕獲する。
鈴鹿山系（竜ヶ岳区域）	滋賀県側：20頭	【令和7年度】指定管理鳥獣捕獲等事業（広域捕獲）により山岳域で捕獲する。 ※御池岳区域においては、捕獲場所等の調整を行うため、令和8年度からの実施を目指す。

（注）連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、実施区域毎の被害や密度・分布域等に関する目標及びそのために必要な捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

【三重県】当該区域の大部分が三重県指定鳥獣保護区（鈴鹿国定公園鳥獣保護区）のため狩猟は行われておらず、また、許可捕獲は山麓に限定されており捕獲が進んでいない状況である。夏期に山頂部に生息するニホンジカが積

(案)

雪を避けるため冬期に中腹域に移動することから、秋～冬期に中腹域での捕獲を実施する。

【滋賀県】センサーカメラ調査により、夏季にはアクセスが困難な山頂付近を利用している個体群が、秋季になると林道等が整備されたアクセス可能なエリアに移動していることが推測されている。効果的な捕獲を行うために、秋季以降にシカの滞留が確認されているエリアを中心に、誘引技術を活用したくくりわなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。(連携協議会による捕獲(許可捕獲)や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。)
- 2 都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の捕獲事業を組み合わせる広域捕獲を実施する場合、その概要、広域連携捕獲としての妥当性等を記載する。

6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
鈴鹿山系竜ヶ岳区域(三重県)	令和7年8月～令和8年3月
鈴鹿山系竜ヶ岳区域(滋賀県)	令和7年8月～令和8年3月

7 捕獲等の内容

(1) 捕獲の方法等

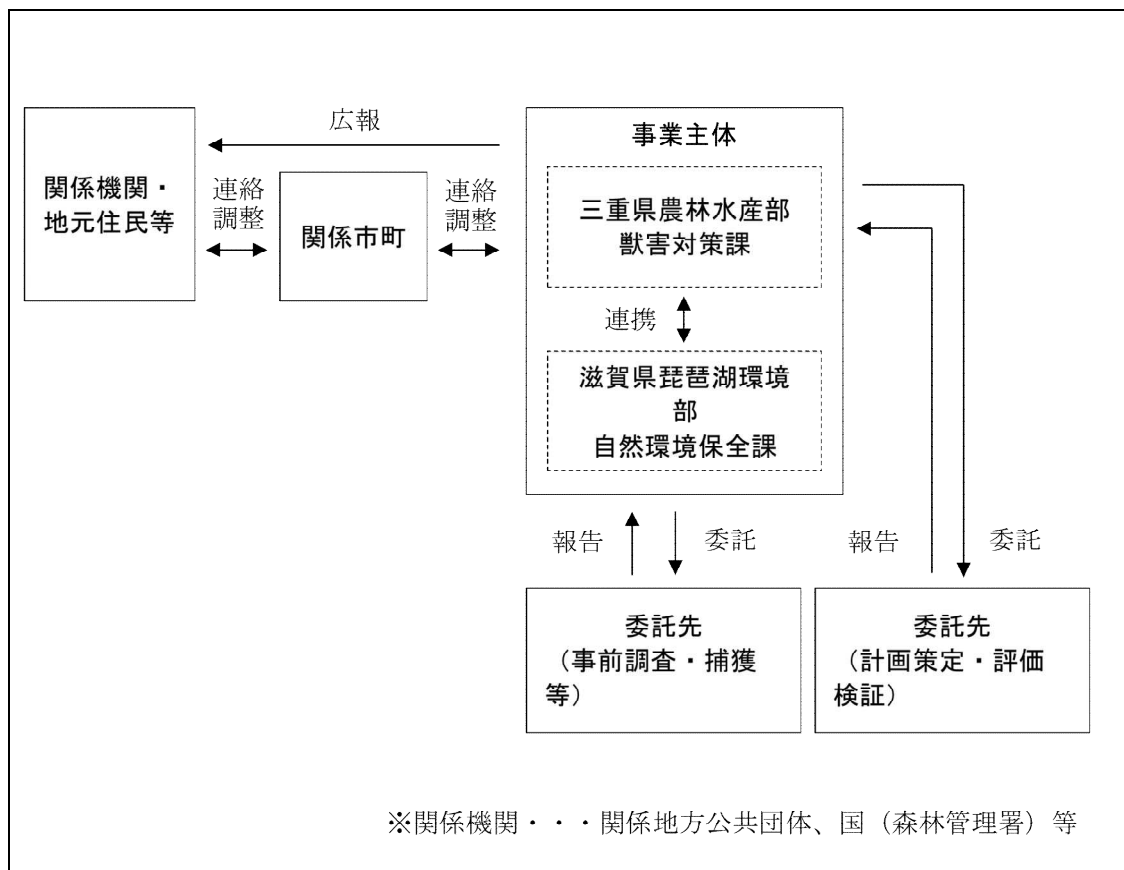
実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	搬出・処分方法
鈴鹿山系竜ヶ岳区域(三重県)	ツキノワグマやニホンカモシカの錯誤捕獲を回避するため、通信衛星を利用した遠隔監視・操作捕獲システムを導入し、囲い罠による捕獲を行う。	捕獲期間は120日間とし、従事者は2名程度とする。 4m×4mの囲い罠を1基設置する。	捕獲個体は、原則捕獲した場所において埋設処分とする。
鈴鹿山系竜ヶ岳区域(滋賀県)	ツキノワグマやニホンカモシカの誤捕獲防止および登山客等の安全を考慮し、けもの道ではなく安全性が確保できる場所にくくりわなを設置し、誘	捕獲期間は、20日程とし、従事者2名程度の延べ40人日以上とする。 捕獲手法は、くくりわなとし、20基程	捕獲個体は、原則捕獲した場所付近において埋設処分とする。

(案)

	引技術を活用して捕獲を実施する。	度設置する。	
--	------------------	--------	--

- (注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。
- 3 銃猟にあっては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。
- 4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。
- 5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせる場合においては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

(2) 実施体制



- (注) 協議会が事業の実施主体となる場合、連携協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究

(案)

者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 効率的・効果的实施に向けた工夫

【三重県】竜ヶ岳周辺のニホンジカが冬期に中腹域へ移動することを考慮して、囲い罠設置場所を選定する。シカの出没状況に応じて囲い罠を移設し、捕獲の効率化を図る。

【滋賀県】センサーカメラ調査の結果から、秋季に滞留することが確認されているエリアで捕獲を実施することで効果的な捕獲を推進する。

(注) 効率的・効果的に捕獲等を実施するための、捕獲場所や時期、方法、捕獲者選定における工夫点を記載する。

9 実施効果の測定・評価方法

【三重県】植生衰退の状況を定期的に把握するため、森林の管理者等へのアンケート調査を実施する。また、3年に1回程度の頻度で森林下層植生衰退度調査を実施する。

【滋賀県】糞塊密度などの生息密度指標を基に、捕獲による単年度または複数年度の影響を検証する。また、下層植生衰退度調査により捕獲の複数年度にわたる効果を検証する。

(注) 実施地域において捕獲等が適切に実施されたかの確認及び目標（被害軽減や密度低減等）への効果を測る方法を記載すること（例：①下層植生の被度、②指定種の被度や個体数、③保全対象種の被度や個体数、④低嗜好性植物の割合、⑤ブラウジングラインの形成、⑥土壌流出、⑦事業区域内の植生被害状況の写真等を比較する等。）。そのために、どのような捕獲情報や被害・密度指標等を収集するのか記載し、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。なお、事業効果の比較は同じ場所・季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

10 その他

--

(注) 1～9の項目以外に追加する項目がある場合は、10以降に追加して記載する。